

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十四日

徳島県知事 後藤田 正純

徳島県条例第二十四号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第八項の前の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型コロナウイルス感染症」に改め、同項及び附則第九項を次のように改める。

8 職員が特定新型コロナウイルス感染症等（新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定する新型コロナウイルス感染症等）で、当該新型コロナウイルス感染症等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、危険業務手当を支給する。この場合においては、第六条及び第十一条第一項の規定は、適用しない。

9 前項の規定により支給する危険業務手当の額は、業務に従事した日一日につき千五百円（緊急に行われた措置に係る業務であつて、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、四千円）を超えない範囲内において、それぞれの業務に応じて人事委員会規則で定める額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。